

注 意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は、汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
 - 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
 - 3 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガー→、パー→）、また、「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。
 - 4 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
 - 5 事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 6 雇用保険被保険者資格喪失届として使用する場合の注意
 - (1) 標題中「氏名変更届」の文字並びに第1面下方の「第14条第1項」の文字を抹消すること。
 - (2) 1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。
 - (3) 5欄には、被保険者でなくなったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。（例：平成19年3月1日→）
 - (4) 6欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

イ 死亡、在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由…………… 1	}	…………… 2
ロ 天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能になったことによる解雇		
ハ 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇		
ニ 契約期間の満了		
ホ 任意退職（事業主の勧奨等によるものを除く。）		
ヘ ロからホまで以外の事業主の都合によらない離職（定年等）		
ト 移籍出向（ただし、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの以外の出向は「1」）		
 - チ 事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等…………… 3
 - (5) 7欄には、被保険者でなくなった者が離職票の交付を希望するときは「1」を、希望しない場合は「2」を記載すること。
なお、被保険者でなくなった者が離職時において妊娠、出産、育児、病気、負傷、障害の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び60歳以上の定年による離職等の専門職の申請をしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときは、「1」を記載すること。また、離職の日において59歳以上の者については、「1」を記載すること。
また、船員として高年齢求職者給付金を受給した者が65歳以降に離職した場合には「2」を記載すること。
 - (6) 8欄には、この届を提出する者5欄に記載した年月日現在、1日当たりの所定労働時間を記載すること。
 - (7) 9欄には、この届に係る者の離職等に伴い、これを補完するため、この届書を提出する際に公共職業安定所の紹介その他の方法による労働者の採用を予定している場合は「1」を記載し、予定していない場合は空欄とすること。
 - (8) 10及び24欄は空欄とすること。
 - (9) 22欄には、離職後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を記載すること。
 - (10) 本手続は電子申請による届出も可能であること。
- 7 雇用保険被保険者氏名変更届として使用する場合の注意
 - (1) 標題中「資格喪失届」の文字並びに第1面下方の「第7条第1項」の文字を抹消すること。
 - (2) 2, 10, 14（外国人の場合のみ）、19, 20, 21及び24欄に記載すること。なお、10のフリガナ欄はカタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。また、19欄には、変更前の氏名を記載すること。
 - (3) 本手続は電子申請による届出も可能であること。
- 8 外国人労働者に係る留意事項
外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格者及び特別永住者を除く。）の場合は、14～18欄に、ローマ字氏名（在留カード記載順）、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。
なお、派遣・請負労働者として、主として23欄以外の事業所において就労していた者については16欄に1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

お願い
資格喪失届として使用する場合、雇用保険の被保険者でなくなった事実のあった日の翌日より10日以内に提出してください。